

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和元年 6月定例会

議案の件名	議案第46号 交野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について	政策等の区分	計画・事業・条例その他				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、交野市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるもの。		条例制定済 寝屋川市（平成29年12月）、茨木市（平成30年3月）、高槻市（平成30年3月）、東大阪市（平成30年3月）、箕面市（平成30年4月）、堺市（平成30年7月）、大阪市（平成31年4月）枚方市（平成31年3月）、大東市（平成31年4月）					
〈政策等を必要とする背景〉		〈財源措置の状況〉 （単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈提案に至るまでの経緯〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
農産物の供給や防災、農業体験・学習の場等の多様な機能によって都市農業に対する評価が高まってきたおり、平成28年に閣議決定された都市農業振興基本計画において、農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と大きく転換されることを受け、生産緑地法及び生産緑地法施行令の一部が改正され、これまで生産緑地地区を定める場合には一団で500平方メートル以上の区域が必要とされていた規模要件を、300平方メートル以上500平方メートル未満の範囲内において、市が条例で定めることができるようになった。		条例を制定することにより、都市農地の維持による良好な都市環境の形成を図ることが期待できる。					
今回、法及び政令の改正等を踏まえ、交野市における緑地機能及び多目的保留地機能を有する優れた農地等を更にきめ細かく保全することで、良好な都市環境の形成などを図ろうとするもの。							
〈市民参加の状況〉		〈総合計画等の整合〉					
平成28年5月13日 都市農業振興基本計画が閣議決定される。		“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)					
平成29年6月15日 都市緑地法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、生産緑地法及び生産緑地法施行の一部が改正される。		46 毎日の暮らしの中に、自然の恩恵を感じている 53 農と触れ合う機会があり、農業が身近に感じられる 65 地球の温暖化に気を配り環境にやさしい配慮をしている					
平成30年10月10日 交野市農業委員会から規模要件の引下げに関する意見書が提出される。		○その他の計画（該当する場合のみ）					
有 ・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称	交野市緑の基本計画				
平成31年4月8日から令和元年5月7日までパブリックコメントを実施し、広く市民に意見を求めた。		策定年度	平成23年度				
		計画期間	平成23年から平成32年				
〈政策等の実施時期〉		公布の日					
		担当部局	担当課				
都市計画部		都市計画課	有・無 条例の概要				

議案第46号 参考資料
都市計画部都市計画課

交野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

1. 条例制定の目的

近年、農産物の供給や防災、農業体験・学習の場等の多様な機能によって都市農業に対する評価が高まっている。こうした背景の下、国によって平成28年に閣議決定された都市農業振興基本計画において、農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と大きく転換し、平成29年6月15日に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」に伴い、生産緑地法（以下「法」という。）の一部が改正され、また生産緑地法施行令（以下「政令」という。）の一部が改正されたことにより、これまで生産緑地地区を定める場合には一団で500平方メートル以上の区域が必要とされていた規模要件を、300平方メートル以上500平方メートル未満の範囲内において、市が条例で定めることができるようになった。

本市では、法及び政令の改正等を踏まえ、都市内における緑地機能及び多目的保留地機能を有する優れた農地等を更にきめ細かく保全することで、良好な都市環境の形成などに資することを目的として、本条例を制定するもの。

2. 条例の内容

第1条 趣旨

第2条 区域の規模

条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上とする。

3. 施行日

公布の日から施行する。